

大田区中途失聴・難聴者向け手話講習会 募集案内

講習期間 令和6年4月から令和7年2月

募集期間 令和6年2月1日（木）から3月17日（日） **必着**

※消印ではなく必着です。

募集期間外の受付は一切行いませんので、ご注意ください。

1 対象者

大田区在住・在勤・在学の中途失聴・難聴者とそのご家族や関係者。

（身体障害者手帳の有無は問いません。）

※初級クラスは全20回、中級クラスは最初の数回に、文字による情報保障（要約筆記）がっています。講師が話した内容を要約して書き、スクリーンに投影します。

【聴覚に障がいのない方の受講について】

- ・聴覚に障がいのある方を対象としているため、原則受講できるのは初級クラスです。お申込みの記載内容によっては、個別にご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・受講生のご家族として一緒に通う場合は、中級クラスの定員に空きがあれば聴講が可能な場合もあります。聴講できるのは募集期間内に申し込んだ方のみです。
- ・既に手話学習経験のある方の受講はご遠慮ください。
（大田区では、聴覚に障がいのない方を対象とした手話講習会を開催しております。こちらの受講をお願いいたします。）
- ・申込者が定員を越えた場合は、受講をお断りすることがあります。

2 講習会の内容

講習会では、テキスト（1,500円）に沿って、手話の学習をします。

※使用言語は日本語のみです。

3 応募方法

申込先へメール・FAX・往復はがき、または持参にて

- （1）講習会の名称（初級、中級も記載）
- （2）郵便番号／住所
- （3）氏名（ふりがな）
- （4）年齢
- （5）連絡先（電話番号・FAX・メールアドレス）
- （6）在勤・在学の方は勤務先名・学校名を明記
- （7）身体障害者手帳の有無

(8) 現在の聴力 (左右)

(9) 手話学習経験

(10) その他

(1) ~ (10) を記載したものをお申込みください。

3月中に受講決定のご連絡をいたしますので、必ずメールアドレスかFAX番号をご記入ください。

※「大田区中途失聴・難聴者向け手話講習会申込書」を利用してお申込みいただくことも可能です。大田区のホームページからダウンロード、もしくは大田区立障がい者総合サポートセンター手話通訳派遣担当窓口にもございます。

4 申込先

〒143-0024

大田区中央 4-30-11

大田区立障がい者総合サポートセンター 手話通訳等派遣窓口 宛

電話：03-5728-9355 FAX：03-6303-7171

メール：ota@tokyo-syuwacenter.or.jp

5 会場

大田区立障がい者総合サポートセンター

※原則、大田区立障がい者総合サポートセンターで行いますが、会場の都合で近隣の施設で行う場合もあります。

6 講習期間および講習時間

令和6年4月から令和7年2月の第2・4木曜日

初級クラス：10：00～12：00

中級クラス：13：30～15：30

※講習会開催日程は、初回講習会時に配付します。

7 定員

初級クラス、中級クラスともに15名。

※複数年の受講も可能です。

※申込者が定員を越えた場合は、当事者かつ初めて当該クラスに受講を申し込んだ方を優先させていただきます。

8 その他

- (1) 受講費用は無料ですが、別途テキスト購入（自己負担）が必要になります。
 - (2) 申込みは、ひとり1コースとなります。
 - (3) 受講決定後、年度途中でのクラス変更はできません。
 - (4) 感染症拡大や荒天等により、手話講習会を中止する場合があります。
原則、振替えは行いません。
 - (5) 原則、受講生以外の出席は認めません。
- (1)～(5)をご理解・ご了承のうえ、お申込みをお願いいたします。